

新宿区
町会・自治会
おたすけブック
～組織運営編～

町会・自治会の
運営にかかせない情報を
項目別にまとめました
活動にぜひお役立てください

町会・自治会おたすけブック～組織運営編～ 令和6年3月発行

【編集・発行】

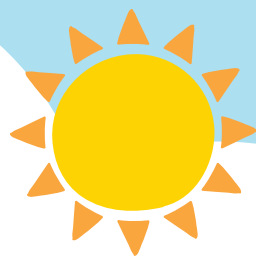
新宿区町会連合会・新宿区地域振興部 地域コミュニティ課
(新宿区歌舞伎町一丁目4番1号)

TEL.03-5273-4127 FAX.03-3209-7455

印刷物作成番号
2023-25-2601

この印刷物は、業務委託により2,000部印刷製本しています。
その経費として、1部あたり1,584円(税込み)がかかっています。
ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。





目次 ◆ CONTENTS

暮らしやすいまちづくりに、
町会・自治会の存在は欠かせません。
新宿区には200の町会・自治会があり、
地域コミュニティの中心となって、お祭りや各種イベントをはじめ、
防災訓練や防犯パトロール、高齢者や子どもの見守り、美化運動、
地域の歴史や文化の継承などの活動に取り組んでいます。
しかし近年、活動の担い手不足や役員の高齢化などの
課題を抱えている町会・自治会が増えています。
誰もが気軽に町会・自治会運営に参加できるように、
運営に必要な情報を「おたすけブック」としてまとめました。
町会・自治会の運営の一助になれば幸いです。

||
||
||

< 運営の基本 >

町会・自治会は地域の皆さんで運営するもの。
誰か一人に負担がかかってしまう状況は望ましくありません。
役割分担を明確にするほか、それぞれの役割や、
部会(委員会)が担当することを明確にしておきましょう。

ポイント1 ▶ 話し合いの場を設ける

役員だけではなく、なるべく多くの会員も参加して、活動や運営方針を話し合いましょう。会員が集まるのが難しい場合は、アンケートをとるなど会員の声を町会の

< 会則について >

名称は「会則」でも「規約」でも、どちらを使っても大丈夫ですが、町会・自治会の基本となる決まりです。必ず定めましょう。

ポイント1 会則とは何か

会則は、会の運営や活動の基本となる決まりです。
会の目的や活動内容などを定め、
運営や活動を行っていく上でとても大切なものです。

ポイント2 なぜ、会則が必要なのか

活動の計画と 活動の報告

町会・自治会の1年間の活動内容や予定を計画し、実際に行った活動内容や予算の執行状況を報告することはとても大切です。
会計の報告だけでなく、自分の町会・自治会がどのような活動をしているかを知っていただくための書類を作成しましょう。

1 事業計画書(活動の計画)

事業計画書は、1年間の活動計画をまとめたものです。
これまでの活動を参考にして、どのような活動をいつ、どのように実施するのかなどを予算書と合わせて総会で提案します。

